

**議案第 8 4 号 三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

【趣 旨】

「三田市在住外国人教育基本方針」は策定後 2 8 年が経過していたが、令和 6 年 2 月に三田市在住外国人教育推進委員会（以下「委員会」という。）からの提言を受け、教育委員会は令和 6 年 6 月 2 7 日に「三田市在住外国人教育基本方針」を改定し、名称を「三田市外国人児童生徒等教育基本方針」としたことから、条例についても所要の文言の整理を行うもの。

【内 容】

委員会の名称について、「在住外国人」から「外国人児童生徒等」に文言を改正する。

【施行期日】

公布の日

【参 考】

三田市外国人児童生徒等教育基本方針（令和 6 年 6 月改定）